

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 31 号
兵庫県立大学工学研究科教員選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県公立大学法人教員人事規程（平成 25 年法人規程第 30 号）第 4 条に基づき、工学研究科の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用又は昇任について必要な事項を定めるものとする。

(教員選考委員会)

第 2 条 工学研究科長（以下「研究科長」という。）は、理事会の承認があったときには、理事長の指示の下に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、原則として、研究科長、専攻長、副理事長又は理事 1 人（教授又は准教授を採用する場合に限る。）、学外からの委員 2 人（教授又は准教授を採用する場合に限る。）及び工学研究科教員会（以下「教授会」という。）から選出された教員により構成する。

3 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(公募)

第 3 条 委員会は、候補者を学内外の公募により求めなければならない。

(選考)

第 4 条 委員会は、応募者について、別に定める選考基準に基づき審議し、候補者を選考するものとする。

(報告)

第 5 条 研究科長は、委員会における候補者の選考結果について、候補者の比較検討状況を明確にし、審議過程を含め理事長に報告しなければならない。

2 研究科長は、前項の報告を行うに当たっては、あらかじめ教授会の意見を聴かなければならない。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。